

○枚方市開発審査会条例施行規則

平成13年3月31日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市開発審査会条例（平成13年枚方市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、条例第4条の規定により枚方市開発審査会（以下「審査会」という）を招集しようとするときは、委員に対し、会議の日時、場所及び会議に付すべき事項をあらかじめ通知しなければならない。

(会議の公開等)

第4条 審査会の会議は、これを公開する。この場合において、会長は、傍聴人の数を制限することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席した委員の過半数の同意を得て、審査会の会議を非公開とすることができる。

(傍聴の手續等)

第5条 審査会の会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

2 会長は、審査会の会議を傍聴する者が議事の進行の妨げとなる言動を行ったと認めるときは、その者に対して退場を命ずることができる。

(会議録)

第6条 会長は、審査会の議事について、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の内容

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。